

報告事項No. 1

2023年9月15日

稻田小学校プール溢水問題に関する請願

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満 様

請願者 加藤豊裕
愛知県一宮市 [REDACTED]
[REDACTED]

請願の趣旨

- 稻田小学校で今年5月に発生したプール溢水問題で、関係職員に対し懲戒処分を行わないでください。すでに懲戒処分が行われている場合、懲戒処分を撤回してください。
- 上記溢水問題で、教育長の責任を明らかにしてください。

請願の理由

請願に先立ち、私は稻田小に勤務する全教職員に、今回の件に関する激励のメッセージを親展で郵送しました。どなたからも返信はありませんでしたが、皆様にはきっと受け止めていただいたと思います。直接電話した際も、応答された職員の方からは感謝の言葉を頂きました。立場上、稻田小の職員が声を上げることは難しいと思いますので、同じ小学校教員である私が、連帯の気持ちを込めて請願させていただきたいと思います。

小学校教員の本務は「児童の教育をつかさどる」（学校教育法第37条）ことです。水泳運動の学習は現行の小学校学習指導要領に記載されており、その指導を行うことは小学校教員の本務と言えます。水泳指導に直接関わる部分で、教員の過失により何らかの問題が生じた場合、それに対して懲戒処分が行われるとしたら、教育委員会の裁量権の範囲を逸脱しない限り、それはやむを得ないことだと思います。

プールの溢水事故は、教育活動において生じたものではありません。プールの溢水事故に責任を負うべきは、プールの管理について権原を有する設置管理者たる川崎市、すなわちその代表者である市長ではないでしょうか。本務でもない仕事が学校職員に不当に割り当てられ、その結果として生じた事故を理由に教員に懲戒処分を行うことは、教育委員会の裁量権の範囲を逸脱した違法な措置です。

溢水事故を直接引き起こした教員や、管理職である校長にも、全く責任がなかったとは言えません。過失により水資源の浪費を招いたことは事実であり、地球環境に無用な悪影響を与えたことは間違いないません。しかしながら、それに対する処分としては、地方公務員法上の懲戒処分ではなく、他の方法によるべきです。

教員の仕事ではないプール管理が、事実上教員の仕事とされ、その状態が長年に渡り漫然と放置されてきたことが問題の根底にあります。これは稻田小学校という一小学校の問題ではなく、川崎市立学校全体に言えることであり、プール管理業務を学校から切り離そうとしなかった川崎市教育委員会の不作為こそが、問題を引き起こした真の原因です。教育委員会は、関係職員だけの問題に矮小化せず、教育委員会自身の不作為を反省し、その責任を教育長に問うべきです。

